

臼杵市公告 第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体を登記名義人とする不動産の所有権の保存又は移転登記に係る公告を求める申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

公 告

令和 4年 10月 12日

臼杵市長 中野 五郎



1 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名 称 藤田区自治会
- (2) 区 域 臼杵市大字佐志生藤田区の土地全部の区域
- (3) 主たる事務所 臼杵市大字佐志生5974番地の2

2 申請不動産に関する事項

・建物

地 目	延床面積	所 在 地
無し	無し	無し

・土地①

地 目	面 積	所 在 地
原野	15,768.00 m ²	臼杵市大字佐志生字中間ケ谷 1457 番 2
山林	2,578.00 m ²	臼杵市大字佐志生字中間ケ谷 1457 番 5
原野	14,975.00 m ²	臼杵市大字佐志生字中間ケ谷 1470 番 1
山林	396.00 m ²	臼杵市大字佐志生字中間ケ谷 1470 番 3
原野	4,958.00 m ²	臼杵市大字佐志生字大見尾ケ谷 1598 番
山林	3,966.00 m ²	臼杵市大字佐志生字船川 1672 番 2
山林	595.00 m ²	臼杵市大字佐志生字船川 1672 番 3
山林	5,950.00 m ²	臼杵市大字佐志生字船川 1672 番 169

・土地①における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	住所
吉賀 貞巳	臼杵市大字諏訪 6 4 9 番地の 2
庄司 清一	臼杵市大字佐志生 6 5 4 4 番地
木辺 久治	臼杵市大字佐志生 6 5 9 8 番地
庄司 源義	臼杵市大字佐志生 6 5 2 8 番地
佐々木 安次郎	臼杵市大字佐志生 6 7 0 0 番地の 2
若林 善藏	臼杵市大字佐志生 6 6 7 1 番地の 1

板井 義男	白杵市大字佐志生 6 6 6 5 番地
庄司 哲	白杵市大字佐志生 6 6 5 1 番地
庄司 藤助	白杵市大字佐志生 6 5 4 3 番地
吉賀 勘五郎	白杵市大字佐志生 6 6 0 7 番地
庄司 萬五郎	白杵市大字佐志生 6 5 0 5 番地

・土地②

地 目	面 積	所 在 地
原野	1,062.00 m ²	白杵市大字佐志生字中間ヶ谷 1477 番 1
原野	4.14 m ²	白杵市大字佐志生字中間ヶ谷 1477 番 2
原野	1,923.00 m ²	白杵市大字佐志生字大見尾ヶ谷 1621 番 1
原野	504.00 m ²	白杵市大字佐志生字角石平 1634 番 1

・土地②における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	住所
吉賀 庄市	白杵市大字佐志生 6 6 2 5 番地
庄司 清一	白杵市大字佐志生 6 5 4 4 番地
木邊 久治	白杵市大字佐志生 6 5 9 8 番地
庄司 源義	白杵市大字佐志生 6 5 2 8 番地
佐々木 安次郎	白杵市大字佐志生 6 7 0 0 番地の 2
若林 善藏	白杵市大字佐志生 6 6 7 1 番地の 1
板井 義男	白杵市大字佐志生 6 6 6 5 番地
庄司 哲	白杵市大字佐志生 6 6 5 1 番地
庄司 藤助	白杵市大字佐志生 6 5 4 3 番地
吉賀 勘五郎	白杵市大字佐志生 6 6 0 7 番地
庄司 萬五郎	白杵市大字佐志生 6 5 0 5 番地

3 異議申出に関する事項

上記申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議がある場合は、申出を行うことができる。ただし異議を述べることができる者の範囲は以下のいずれかに該当する者であること。

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の手続等

上記に該当する者は、下記の方法により申し出ることができる。

(1) 担当課

〒 8 7 5 - 8 5 0 1 白杵市大字白杵 7 2 番 1 (白杵市役所白杵庁舎 2 階)
 白杵市役所 地域力創生課 電話：0 9 7 2 - 8 6 - 2 7 3 3 (直通)

(2) 申出期間、場所及び方法等

①申出期間

令和4年10月21日(金)午前9時から
令和5年1月23日(月)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

②申出様式

● 申出様式(第22条の3関係)

※4(1)担当課に備え付けています。

※臼杵市公式サイト(ホームページ)内にも掲載しています。

※添付書類については、様式の記載に従うこと。

③申出場所

4(1)に同じ

④申出方法

4(1)の場所に申出書を持参して提出すること。

※異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

